

家系図「絆（きずな）」

家系図と聞いて皆さんは何を想像されますか？
誰しも必ず両親が存在します。そしてその親にも両親がいます。家系を10代遡ると1024人の直系の親がいます。30代遡るとその数は10億人以上になります。
きっと、道ですれ違った人ともどこかで繋がっています。
そうすると、人の見え方も少し変わってきます。
その繋がり的一端を覗いてみませんか？

家系図作成とは？

現在から明治までの戸籍を収集し、その戸籍を基に家系図をお作りします。
なお、戸籍謄本の取得等については、提携行政書士が責任をもって対応いたします。

どのくらい前までわかるの？

現在取得できる最も古い戸籍は明治（19年式）の戸籍です。
明治の戸籍には江戸末期に生まれたご先祖様が記載されていますので、家系図は幕末世代から現在までのものとなります。

お客様の声



直系の先祖の1人でも欠けると自分は存在しないと思うと、本当に感謝に気持ちが湧いて来ます。自分もその一部である自覚が持てました。子供たちにも先祖の大切さ、有難さをきちんと伝えていこうと思います。

家系図「絆」についての詳細はWebサイトをご覧ください。
また、資料を無料にて贈呈中です。 詳しくは ➡



相続法務グループ

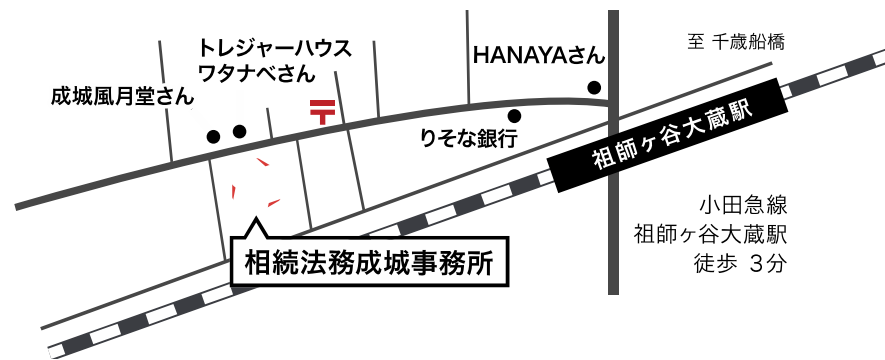
司法書士相続法務成城事務所
株式会社相続不動産コンシェルジュ
株式会社絆コーポレーション

東京都世田谷区祖師谷3-4-7
伊地智ビル1階

☎ 03-5429-1096

Email contact@nk-js.net

Web <http://nk-js.net>



Inheritance Legal Group

相続法務グループ

Vol.6

のりのり通信

2020 6月号

不動産・相続の真の情報をお届けします

今年も早いものであと半年ですね。皆様いかがお過ごしでしょうか？

6月2日は父の祥月命日です。

僕が20歳の時、父と母は離婚しました。

その後父は、僕らの知らない間に亡くなっていることが分かりました。

平成18年に僕が司法書士に合格をした時、戸籍謄本を取得したことにより判明したのです。「平成16年6月2日横浜市中区にて死亡」それを見た時の衝撃。父が生きていた頃、父が仕事に行く時に僕にかけてくれていた言葉を思い出しました。

「俺がいない間は家のことを頼むな。お前が長男だから家を守るんだぞ」

この言葉が父の遺言だったような気がしています。

財産を残す遺言はたくさんありますが、思いを残す遺言はあまりありません。

相続の仕事をしている意味は、この無形の想いを次の世代に残すことにあるんだという事を、父の言葉から気づくことができました。

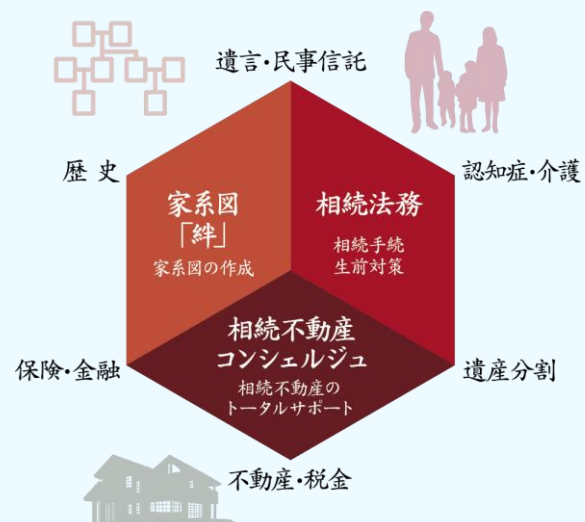
父は血の繋がらない僕のことを本当の子どものように育ててくれました。

下の3人の兄弟よりも接していた時間も、話をした時間も長かった。

未だに父が眠っているお墓の場所も分かりません。来年17回忌ですが、それまでに見つかるでしょうか。お墓参りに行きたくても行けませんが、この父の遺志を引き継いでいくことが、父への供養になると信じています。

社会から見たら他愛もない人生だった父の生きざまを、この世に遺すことで父を喜ばせたいと思います。

僕が相続の仕事を通じて伝えることの原点は、父に教えてもらったのです。



相続法務グループ代表司法書士
東京司法書士会世田谷支部支部長
門脇 紀彦

事務所からのご案内

●代表司法書士 門脇紀彦の動画チャンネル

「相続のよくあるご質問に回答

- こんなときどうする？」スタート！

代表司法書士の門脇紀彦が直接皆様からのお問い合わせに回答している番組になります。お気軽にご視聴してみてください。



Webサイトより
ご覧いただけます



●相続の平等ってなに？

相続人が兄弟4人の場合、法律上、法定相続割合は4分の1ずつになります。これは民法900条により規定されています。

皆さんはこの法定相続割合を基準にして平等にきっちり分配を求めるケースが多く感じます。

しかし民法はきっちり4分の1に分けると言う「均等」を求めています。

あまり知られていませんが

「第906条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。」

と言う規定があるのです。

例えば家系を守り墓守をして行く長男、障害をもつ次男、親の面倒を献身的に見てくれた長女などに多めに相続してもらうなど、様々な状況を踏まえて平等に分けるよう法律は求めています。これが本来の「平等」と考えます。相続人全員が損得ではなく、家族みんなが幸せになるよう遺産分割を進めていかなくてはなりません。

それは亡くなったご本人が一番望んでいることではないでしょうか。

当事務所にて
あなたのお悩み解決します



相続不動産コンシェルジュからのご案内

株式会社相続不動産コンシェルジュはこの度、宅建業者登録を行いました。

相続法務の業務で不動産を相続され、不動産活用の相談を多くお受けします。

- ・売却しようとネット上の一括査定サイトで査定してもらったら、思った以上の金額が出たのでそのまま売却をお願いしたら結局大幅に値下げしなければならなかった。
- ・買い手は見つかったけど、売買金額の妥当性がわからない。
- ・相続したけどどう活用したらいいのか？

不動産はその地域の相場はもちろんありますが、大きさや形状、道路との接し方など様々な条件で利用価値は大幅に変わります。

不動産には1つ1つ個性があるのです。

相続人のライフスタイルや価値観に合わせて、先祖が残してくれた不動産の活用方法をご提案していきます。

先祖は私達子孫に何を望んでいるのか？

どんな想いでその不動産を残されたのか？

不動産の金額ではなく、そういった「想い」など見えない部分を大切に、グループ理念に基づいて不動産取引に携わって行きます。

代表取締役 岸 伸明

毎月無料相談会開催中！ 次回は **7月17日（金）**

お申し込みはホームページもしくは直接お電話にてお願いします。

<http://www.nk-js.net/> ☎ **03-5429-1096**